

入院保険金保障対象外特約

第1条（用語の定義）

この特約における用語の定義は次のとおりとします。

用語	定義
普通保険約款	傷害保険普通保険約款をいいます。

第2条（入院保険金の支払い）

当社は、この特約に従い、普通保険約款第5条（入院保険金の支払い）（1）に規定する入院保険金を支払いません。ただし、この特約の付帯により、普通保険約款のすべての保険金が支払われなくなる場合は、この特約を付帯することはできません。

第3条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款の規定を準用します。